

深谷市地域公共交通維持特別対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により利用者が激減する中、地域経済及び市民生活に不可欠な地域公共交通を確保・維持するため、運行を維持している地域公共交通事業者（路線バス及びタクシーの各事業者）に対する事業継続の支援を目的とした補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 路線バス事業者 道路運送法第4条に規定する許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業を営む者をいう。
- 二 タクシー事業者 道路運送法第4条に規定する許可を受けた一般乗用旅客自動車運送事業を営む者をいう。

(補助対象及び補助内容)

第3条 補助金の交付対象及び補助内容は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、深谷市地域公共交通維持特別対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支給すること及びその金額を決定したときは、深谷市地域公共交通維持特別対策事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による決定通知を受けた者は、深谷市地域公共交通維持特別対策事業補助金支払請求書（様式第3号）を市長に提出することができる。

(交付の取り消し)

第6条 市長は、前条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部の返還を命ずることができる。

- 一 この要綱に違反し、又は申請について不正の行為があったとき。
- 二 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- 三 その他市長が不相当と認めるとき。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月3日から施行する。